



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言 上芝 秀樹さま (うえしば ひでき)

阪神大震災から10年以上が経ち、最近では中越地震もありました。全国各地で地震が起き、東海大震災も噂される中、当社では、災害避難のお役に立てるような商品開発をしています。独自の技術開発により開発したソーラー発光型避難誘導標識はそのひとつです。

当社では、これからも災害避難に役立つ開発を進めていきたいと考えております。

お客さま紹介

ピカッチ株式会社 (URL: <http://www.pikacchi.co.jp>)

◎会社概要

設立は平成14年2月、三重県四日市市本店。
独自の技術を活用した避難誘導標識の製造・販売を中心に展開中。

◎得意分野(商品紹介等)

最近、各地で頻りに地震が起きており、ここ東海地区でも東海大地震が噂されています。みなさん、地震等の災害時の避難場所はちゃんと知っていますか。ピカッチ株式会社さまでは、ELシートというシートに注目し、そのシートにソーラー機能を付加し、ソーラー発光型避難誘導標識を開発しました。

ELの特徴は、①厚さ0.23ミリの薄さ、②消費電力が少ない、③面発光に光ムラがない、④点滅やグラデーション機能を付加できる、⑤長寿命で契約期間(5年間)を保証、⑥発熱しない等で、標識の使用に適した素材となっています。

そこにソーラー機能を付加し、ELを表示面の一部に使用した標識で夜間や震度4以上の揺れを感知した場合に、避難場所マークと方向を示す矢印が自動発光することに成功しました。

現在、NPO法人全国避難標識協会と連携して、四日市市、倉敷市など全国でおよそ50箇所に設置されているほか、神戸市、明石市、名古屋市などでも設置が検討されています。

ピカッチ株式会社さまでは、他にも消火器BOX付避難誘導標識などの開発をしており、上芝社長は今後も各地で災害避難に役立てたいと考えています。

朝日担当者
村松 悟



話題の言葉

コンプライアンス (compliance) とは、“法令遵守”という意味ですが、“社内規則の遵守”や“倫理に即した行為”という意味も含んで用いられます。

この用語が頻りに使われるようになった背景には、倫理観の欠如を要因とする企業の不祥事が相次いで起こったことにあります。例えば、不正入札、個人情報企業の流出、不正会計など、企業の倫理を問われる様々な問題が発覚し、企業は信用を失い、存続の危機に陥るといったケースも生じました。

現在では、リスク管理の観点から、コンプライアンス体制の確立に取り組む企業が増えてきています。(中村)

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (海外に転勤した人の源泉徴収)

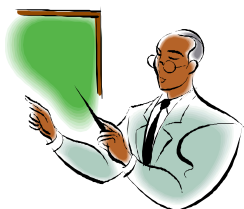
わが社の社員が海外に転勤することになりました。1年以上海外で勤務すると所得税の課税がされなくなるとききました。海外に勤務する場合の税務上の手続きはどのようになりますか？

Answer

1年以上の予定で海外の支店や子会社に出向した「非居住者」が海外で得た給与については、原則として日本の所得税は課税されません。

そのため、当該社員の出国の時までに、日本国内で得た給与について源泉徴収された所得税を精算(年末調整)しなければなりません。

解説



所得税では、個人を「居住者」と「非居住者」にわけて所得税を課しています。

「居住者」とは、国内に「住所」があり、または現在まで引き続いて1年以上「居所」を有する個人をいいます。

また、「非居住者」とは、「居住者」以外の個人をいいます。

会社に勤める社員が、1年以上の予定で海外の支店や子会社に出向した場合、この転勤や出向した社員は原則として非居住者となります。

ここでは、転勤する前と転勤した後の手続きについて説明します。

(1) 転勤する日までの手続き

転勤する日までに、転勤する人の年末調整をしなければなりません。年末調整の対象となる給与は、転勤する日までの給与で、社会保険料や生命保険料などの控除は、転勤する日までに支払われたものだけになります。しかし、扶養控除や配偶者控除などは1年分控除できます。

(2) 転勤後の手続き

転勤後、非居住者になった役員や使用人に給与を支払う場合ですが、役員と使用人では、その取扱いが違うので注意が必要です。

まず、役員の場合ですが、内国法人の役員としての海外の勤務に対する報酬や賞与には、日本の所得税がかかり、20%の税率で源泉徴収が必要です。例外として、取締役支店長など使用人としての立場で常時海外で勤務している場合には、源泉徴収の必要はありません。

次に、使用人の場合には、日本の所得税はかかりません。ただし、転勤後に支払われるボーナスなどの計算期間内に、日本で勤務した期間が含まれている場合には、原則としてその該当期間に対応する部分について20%の税率で源泉徴収の必要があります。

根拠条文等

所得税法 第2条 (定義)

所得税法 第161条 (国内源泉所得)

所得税法 第212条 (源泉徴収義務) など